

日中サービス支援型共同生活援助事業における意見聴取について

日中サービス支援型共同生活援助事業所ⁱについては、地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、市町村自立支援協議会等に対し、定期的に(年1回以上)事業の実施状況等を報告し、協議会等から評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこととされています。

また、愛知県においては事業指定の申請にあたり、日中サービス支援型共同生活援助事業を行おうとする者は、市町村自立支援協議会等に対し、運営方針や活動内容等を説明し、協議会等による評価を受け、その内容を愛知県知事に提出することとなっております。

この度、小牧市において日中サービス支援型共同生活援助事業の実施を予定している事業者(2事業者)より、意見書の作成依頼があったことから、令和6年3月18日(月)に実施される小牧市障害者自立支援協議会において、当該事業者から事業の説明をしていただき、委員の皆さまよりご質問、ご意見をいただく時間を設けることといたしました。

つきましては、各事業者の資料を事前にご確認いただくとともに、当日の事業者の説明を受け、ご質問やご意見を頂きたいようお願い申し上げます。本件についてご不明な点等ございましたら、下記お問合せ先までご連絡ください。

よろしくお願いいたします。

〈本件に関するお問合せ先〉

〒485-8650 小牧市堀の内三丁目1番地

小牧市役所 障がい福祉課 深田

TEL (0568)76-1127 FAX (0568)76-4595

ⁱ 日中サービス支援型共同生活援助事業所とは

障がい者の重度化・高齢化に対応できる共同生活援助の新たな類型として、平成30年度報酬改定等により「日中サービス支援型共同生活援助」が創設。

(サービス内容)

- 主として夜間において、共同生活を営むべき住居における相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を実施(昼夜を通じて1人以上の職員を配置)
- 利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助を実施
- 短期入所(定員1~5人)を併設し、在宅で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供